

抗議及び再度の団体交渉申入れについて

2022年6月23日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

東京都新宿区高田馬場3-13-3-404
日本労働評議会 中央執行委員会
委員長 長谷川 清輝
同 茨城県本部委員長 工藤 貴史
同 筑波大学分会 竹谷 悦子
吉原 ゆかり



貴学は、本年6月16日付「2022年6月8日付の団体交渉申入書について（回答）」において、「ハラスメント行為とされることについては、第一次的な対応窓口である本学のハラスメント相談員やハラスメント相談センターにご相談されることにより的確かつ円滑な対応がなしうるところであるため、申し入れのあった団体交渉についてはお受けいたしかねます。」などと述べています。

しかし、どのような手段を用いてハラスメント問題の解決を図るかは労働者本人が決めるべきことです。当然、労働組合を通して団体交渉によって解決を図ることも労働者の自由であり（なお、労働者が職場において受けたハラスメントは当然に義務的団交事項です）、使用者においてハラスメントについて対応する相談員や制度が存在することは、団体交渉を拒否してよい「正当な理由」（労組法7条2号）にはなりません。したがって、貴学のこの回答は、明らかに団体交渉拒否の不当労働行為に当たります。

当組合は、貴学による不当労働行為に対し厳重に抗議するとともに、再度の団交申入れを行います。下記のとおり、本年6月30日（木）までに、本年6月8日付団体交渉申入書に対しファックス（03-6908-9194）にて回答をすることを求めます。

記

- 一、日時 以下のいずれかの日、午後18時から
2022年7月 8日(金)
同年同月15日(金)
- 一、場所 貴学の会議室を希望します。
- 一、議題 本年6月8日付団体交渉申入書別紙にて記載した要求事項
- 一、出席者 当組合側からは、竹谷組合員、吉原組合員、工藤茨城県本部委員長、宮廻中央執行委員、労評顧問指宿弁護士が出席予定です。
貴学側からは、永田学長、[REDACTED]教授、[REDACTED]教授の出席を求めます。

以上